

議会基本条例策定検討会議運営要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県議会会議規則第 125 条第 4 項に基づき、議会基本条例策定検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議又は調整事項

検討会議は、議会基本条例の策定に向けた諸課題について、協議又は調整を行う。

3 構成員

- (1) 検討会議は、議長、副議長及び会派において選任された者で構成する。
- (2) 会派において選任する者は、14 人とし、自由民主党愛知県議員団 7 人、民主党愛知県議員団 4 人、減税日本一愛知 2 人、公明党愛知県議員団 1 人とする。
- (3) 構成員が 1 人である会派にあっては、議長の承認を得て、当該会派に所属する議員を代理として出席させることができる。

4 議長及び副議長の職務

- (1) 検討会議は、議長が招集し、議事運営を行う。
- (2) 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

5 幹事会

- (1) 検討会議に議長、副議長及び議長が検討会議の構成員のうちから指名する各会派 1 人の幹事をもって構成する幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、議長が招集する。
- (3) 幹事が幹事会に出席できないときは、代理として、その会派に属する構成員（構成員が 1 人である会派にあっては、当該会派に所属する議員）を出席させることができる。
- (4) 幹事会は、検討会議の円滑かつ能率的な運営を図るため、あらかじめ調整を要する事項について協議する。
- (5) 幹事会の議事については、検討会議の例による。

6 検討会議の設置期間

検討会議は、2に規定する協議又は調整が終了したときに解散する。

7 検討会議の公開

会派間の協議又は調整のための適正な議論を確保する必要があることから、検討会議は非公開とする。ただし、議長は、検討会議に諮り、県政記者クラブ加盟社の傍聴を認めることができる。

8 検討会議の記録

- (1) 議長は、検討会議の結果の概要を記録し、保管する。
- (2) 前項の記録は、公開しないものとする。ただし、愛知県情報公開条例第5条に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定によるものとする。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、議長がその都度、定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。